

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京子ども図書館(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第3条** この法人は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第18条の規定に基づき、報酬等を支給することができる。

(報酬額の決定)

**第4条** この法人の役員の報酬月額は別表第1「役員の報酬月額」のとおりとし、各々の理事に対する報酬月額を理事会の承認を得て理事長が定め、各々の監事に対する報酬は、評議員会の決議により定める。

- 2 常勤の理事に対する役員賞与は別表第2の算出方式とし、その係数は理事会の承認を得て理事長が定める。

- 3 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とし、その額は、理事会の承認を得て理事長が定める。
- 4 評議員に対する報酬は、1名につき毎年総額60万円を超えない範囲で、評議員会の決議により定める。

(報酬の支給日及び支給方法)

- 第5条** 報酬は、年間報酬額を定める場合も含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出でのあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第6条** 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

- 第7条** この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また前払いを要するものについて前もって支払うものとする。

(公表)

- 第8条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規則は、公益財団法人東京子ども図書館の設立の登記の日(平成22年 月 日)から施行する。

別表第1 「役員報酬月額」

- ・ 理事長 60万円までの範囲内
- ・ 常務理事 30万円までの範囲内
- ・ 理事 15万円までの範囲内
- ・ 監事 15万円までの範囲内

別表第2 「常勤役員賞与」

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 係数 (※)

※ : 6ヶ月以内

別表第3 「常勤役員退職手当の算出要領」

(算出方式)

報酬月額 × 在職年数 × 係数 (※)

※ : 2 以内